

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

株式会社イーシーセンター

法人番号 2080101011184（国土交通大臣許可 第 029368 号）

2 取引停止措置期間

1 か月（令和 8 年 8 月 2 0 日～令和 8 年 9 月 1 9 日）

3 取引停止の理由

当該業者は、建設業法第 3 条に定める許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第 1 条の 2 に定める金額以上の額をもって下請契約を締結していた。

このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 8 年 7 月 8 日、中部地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 8 年 8 月 2 0 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松 尾 清 一